三　当該地域活性化総合特別区域における地域活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特別区域ガス融通事業、回送運行効率化事業、分割可能貨物輸送効率化事業及び地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第千五百五十五号

総合特別区域法（平成二十二年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百八十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十九年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　かがわ医療福祉総合特区

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　香川県

三　当該地域活性化総合特別区域における地域活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第千五百五十六号

総合特別区域法（平成二十二年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百九十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十九年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　東九州メディカルバレー構想特区

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　大分県及び宮崎県

三　当該地域活性化総合特別区域における地域活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第千五百五十七号

総合特別区域法（平成二十二年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百七十五号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十九年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　奈良公園観光地域活性化総合特区

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　奈良県

三　当該地域活性化総合特別区域における地域活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業及び総合特別区域法第三十七条の二第一項第一号の特定事業　地域活性化総合特区支援貸付事業及び地域限定特例通訳案内士育成等事業

○内閣府告示第千五百五十八号

総合特別区域法（平成二十二年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第七十四号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十九年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　みえライフイノベーション総合特区

二　地域活性化総合特別区域における地域活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第千五百五十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第七十六号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十九年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　九州アジア観光アイランド総合特区

二　地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業及び総合特別区域法第三十七条の二第一項第一号の特定事業　外国人観光旅客への通訳案内その他外国人観光旅客の受入れに関するサービスの提供及び人材の育成に関する事業並びに地域限定特例通訳案内士育成等事業

○内閣府告示第千五百六十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第四十条第一項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第五十七号をもって公示した次の地域活性化総合特別区域計画の認定を平成二十九年三月二十七日付けで取り消したので、同条第三項で準用する第三十七条第十三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　伊達市、大田原市、浦安市、新潟市、三条市、見附市、岐阜市、高石市、豊岡市及び岡山市

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第千五百六十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第四十条第一項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百九十六号をもって公示した次の地域活性化総合特別区域計画の認定を平成二十九年三月二十七日付けで取り消したので、同条第三項で準用する第三十七条第十三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　鳥取発次世代社会モデル創造特区

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　鳥取県

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第千五百六十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第四十条第一項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百号を持って公示した次の地域活性化総合特別区域計画の認定を平成二十九年三月二十七日付けで取り消したので、同条第三項で準用する第三十七条第十三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　高松市

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業及び総合特別区域法第三十七条の二第一項第一号の特定事業　地域活性化総合特区支援貸付事業及び特定農業者特定酒類製造事業

○内閣府告示第千五百六十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第四十条第一項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第六十二号を持って公示した次の地域活性化総合特別区域計画の認定を平成二十九年三月二十七日付けで取り消したので、同条第三項で準用する第三十五条第十三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　五島市、新上五島町、長崎県

二　地域活性化総合特別区域の名称　椿による五島列島活性化特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第千五百六十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第百四十八号をもって公示した国際戦略総合特別区域の区域を平成二十九年三月二十七日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三